

森林経営管理法に基づく経営管理権配分計画を定めた公告

下記森林について、森林経営管理法第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定めたため、同法第37条第1項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理実施権集積計画については、下記場所において縦覧に供します。

令和5年3月27日

さつま町長 上野 俊市



記

1 経営管理権配分計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林小班	地目	面 積 (ha)	経営管理実施権の 存続期間
R3-集-6	さつま町白男川 字二反山 2032-2	52-オ-10	保安林	0.1ha	令和11年3月31日
R3-集-24	さつま町白男川 字城ノ脇 4447	66-ク-2	山林	0.25ha	令和11年3月31日

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

氏名又は名称	みぞりん株式会社 代表取締役 溝下 新一
住 所	さつま町平川 7611番地10
電話番号	0996-52-0911

3 縦覧場所

- (1) さつま町役場耕地林業課内
- (2) さつま町のホームページ

4 その他

本公告により、森林所有者及びさつま町に経営管理受益権が、2の森林経営者にそれぞれ
れ設定される。

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 号	R3-集-6 (丙)	経営管理実施権の設定を受ける者 (氏名又は名称) みぞりん株式会社	代表取締役 溝下 新一	(住所又は所在地) 鹿児島県薩摩郡さつま町平川7611番地10	
	R3-集-24 (乙)	経営管理実施権を設定する市町村 (名称) さつま町	上野 俊市	(所在地) 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2	
丙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権の始期 (初期) (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の算定方法 備考
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目
1	さつま町 白男川	2032-2	52	オ-10	保安林
2	さつま町 白男川	4447	66	ク-2	山林
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）							Aの森林所有者（甲）				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期
1	さつま町白男川	2032-2	52	4-10	保安林	0.10	スキ	60	別添3の①参照	—	R3-集-6	R3-集-24
2	さつま町白男川	4447	66	4-2	山林	0.25	ヒノキ	51	同上	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙） みぞりん株式会社 代表取締役 溝下 新一
権利を設定する市町村（乙） さつま町

住 所 (同上) 〒895-1007 さつま町長上野

住 所 (同上)



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた旨が分かれる書類を添付することともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

この経営管理実施権分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受することともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意をもつて甲の利益に最も適合するよう配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

- 乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該山林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

- 丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告をしなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

- この経営管理実施権分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
- 丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 働りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わるべき供託をしていない場合
 - オ 正当な理由がなくして（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるとときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行ふ場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができること。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害及びぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。

② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれらを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する事項について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙平の間で金銭の支払（1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭を除く。）は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
所在	地番	林班	小班				
さつま町 白男川	2032-2	52	オ-10	＜経営管理実施権者が認定される場合＞	○森林が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。	○経営管理実施権者は主伐並びに主伐後の植栽、利用間伐の実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（平成24年2月鹿児島県環境林務部）」の記載内容に留意して実施するものとする。	○経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡回は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
さつま町 白男川	4447	66	ク-2	○なお、経営管理実施権者は、当該森林に森林経営管理法に基づく経営管理実施権が設定されていることを明確にするため、看板の設置その他の公示の措置を講じるものとする。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞	○乙は、存続期間中に境界明確化作業を1回実施するものとする。	○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡回は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
(1)							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

		対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
<経営実施権が設定される場合>				
	さつま町 白男川	2032-2	52	オ-10
	さつま町 白男川	4447	66	ク-2
(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)				
○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他の経費を控除した利益とし、乙が算定する。				
○ 乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権を受けるに当たって乙に提示した利益の見積額とする。				
○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額とする。				
○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。				
(2. 伐採等に要する経費の算定方法)				
○ 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利开发利用間伐に係る経費については、見積り実施時点に有効な鹿児島県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。				
○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。				
(3. 留意事項)				
○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。				
<経営実施権が設定されない場合>				
1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法				
○ 経営管理権に基づき乙が実施する境界明確化作業の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。				
2. 留意事項				
○ 乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。				

別添3 丙が甲に支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
<時期>				<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後遅やかに行うものとする。		
<相手方及び方法>				<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座		
さつま町 白男川	2032-2	52	オ-10			
さつま町 白男川	4447	66	ク-2			
①						

R3-集-6

S = 1 : 5000



